

東京大学受託研究取扱規則実施細則

昭和46年1月1日 制定

改正 平成9年12月16日

平成16年9月30日

平成21年1月22日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京大学受託研究取扱規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、受託研究の取扱いについて必要な事項を定める。

(受入れの手続)

第2条 規則第3条の受託研究の申込みは、原則として別紙様式の受託研究申込書によるものとする。ただし、部局長は産学連携本部と協議の上、様式を変更することができるものとする。

2 部局において受託研究の申込みがあった場合には、受託研究申込書に必要書類を添付し、部局長へ提出するものとする。

(契約の手続)

第3条 規則第5条の契約は、原則として産学連携本部が別に定める様式を使用するものとする。

2 委託者からの要求により、前項の様式により難しいときは、部局は、産学連携本部に委託者との協議を依頼するものとする。

(提供物品等の管理)

第4条 受託研究のため委託者から提供された物品については、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(医薬品等の臨床研究の受入れの決定)

第5条 医薬品等（薬事法第2条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器をいう。以下同じ。）の臨床研究に係る受託研究の受入れは、当該研究についての妥当性、有用性及び安全性等について、総合的に審議を行うための当該受入部局の審査委員会等の意見を聞いたうえ、部局長が決定するものとする。

2 前項の受託研究（以下「当該研究」という。）の実施に当たっては、原則として患者又はその保護者の同意を得るものとするほか、患者の安全確保のために適切な配慮をしなければならない。

3 当該研究の受入れに当たっては、その実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ

大学法人に賠償責任が生じたときは、その損害が大学法人の職員の故意又は重大な過失による場合を除き、その損害の賠償は原則として委託者が負担するものである旨の条件を付さなければならない。

- 4 当該研究のため委託された医薬品等は、その受払状況を記録する等適正な管理を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成9年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別紙様式

受託研究申込書

平成 年 月 日

国立大学法人
東京大学
【部局長名】 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名 印

下記のとおり委託の申込みをします。申込みが受入れられたときは、東京大学受託研究取扱規則に掲げる条件に従います。

記

1 研究題目					
2 研究の概要	(研究目的) (研究内容)				
3 研究に要する経費 (消費税額及び地方消費税額を含む)	直接経費	円			
	研究支援経費 (直接経費の30%)	円			
	合 計	円			
4 研究担当希望教員					
5 研究希望期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日迄				
6 提供物品及び返還の要否					
7 2会計年度以上にわたる研究の場合は直接経費及び研究支援経費の全体計画	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
8 事務担当者連絡先 (契約書等送付先住所、機関名、所属、電話、FAX、email)					